

## 最低制限価格算定基準の見直しについて（平成28年6月期）

平成28年5月

三豊市では、平成28年6月1日以降に執行する競争入札より、「最低制限価格の算定基準」を次のとおり改正しますのでお知らせいたします。

競争入札の参加にあたり、ご注意くださいますようお願いいたします。

### ◆建設工事の最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、契約ごとに「10分の7」から「10分の9」の範囲内で予定価格の算出の基礎となった次に掲げる式により算定するものとする。

#### （改正前）

$$\text{割合} = (\text{直接工事費の95\%} + \text{共通仮設費の90\%} + \text{現場管理費の80\%} + \text{一般管理費の30\%}) \\ \times 1 / \text{予定価格 (入札書比較価格)}$$



#### （改正後）

$$\text{割合} = (\text{直接工事費の95\%} + \text{共通仮設費の90\%} + \text{現場管理費の80\%} + \text{一般管理費の55\%}) \\ \times 1 / \text{予定価格 (入札書比較価格)}$$

$$\text{最低制限価格 (入札書比較価格)} = \frac{\text{割合} \times \text{予定価格 (入札書比較価格)}}{(1,000 \text{円未満切捨て})}$$

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2. 上記(1)～(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの又は市長が特に認めたものについては、上記の算定方法にかかわらず、「10分の7」から「10分の9」までの範囲内で適宜の割合とする。
3. 最低制限価格制度を適用するときは、当該工事の競争入札の参加者の指名等に係る通知において、その旨を明示するものとする。
4. 施行年月日  
平成28年6月1日以降に執行する競争入札から適用する。